

# ProteinDF システムユーザー会規約

制定平成 16 年 2 月 10 日

## (名称)

第 1 条 本組織は ProteinDF システムユーザー会という。(以下、単に「ユーザー会」という。)

## (目的)

第 2 条 柏木 浩、佐藤 文俊が蓄積・開発したタンパク質の密度汎関数法による量子化学計算の研究とソフトウェア ProteinDF を基に、戦略的基盤ソフトウェアの開発プロジェクトで開発した ProteinDF システムの普及、技術移転を目的とする。

第 3 条 ユーザー会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) ProteinDF システムをユーザー会会員が利用できるよう整備し、公開する。
- (2) 国家プロジェクトへの提案
- (3) 国家プロジェクトで開発したソフトウェアの公開
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動

## (会員)

第 4 条 会員はメンバー機関より構成される。

2. メンバー機関とは、ユーザー会の目的に賛同し、ユーザー会に参加する機関(企業の部署、大学等の研究機関の研究室など)である。

## (加入、脱退及び除名)

第 5 条 ユーザー会への加入を希望するものは、所定の書面で事務局に申し込み、ユーザー会代表の承認を経て加入することができる。

2. 会員が退会する場合は、事前に書面で事務局に届け出なければならない。
3. 会員がユーザー会の名誉を毀損し、または本ユーザー会の目的に反する行為をしたときは、代表がこれを除名することができる。

## (役員の種類及び定員)

第 6 条 ユーザー会には、代表 3 名、幹事を 1 名以上 5 名までを置く。

## (役員の内任)

第 7 条 代表は柏木 浩、佐藤 文俊、小池 秀耀とする。新たな代表が必要な場合、代表の合意により選任する。幹事は代表が内任する。

## (役員の内任)

第 8 条 代表は、ユーザー会を代表し、会務を総理する。

2. 幹事は代表を補佐する。

### **( 役員の任期 )**

第 9 条 代表の任期は終身とする。但し、本人の申し出により退任することができる。

### **( 役員の報酬 )**

第 10 条 役員は無報酬とする。

### **( 総会 )**

第 11 条 総会は会員により構成する。

2. 総会は、毎年 1 回以上、代表が必要と認めたときに開催する。
3. 総会は、この規約の別条で定めるもののほか、ユーザー会の運営に関する重要事項を決議する。

### **( 議長 )**

第 12 条 総会の議長は、代表がこれにあたる。

### **( 定員数および議決 )**

第 13 条 総会は、会員の 5 分の 1 以上の出席（委任状、代理人を含む）をもって成立する。

2. 総会は、この規則の別条に定める場合を除き、出席会員過半数の同意をもって決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

### **( 事務局 )**

第 14 条 ユーザー会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局は代表が任免する。

### **( 幹事会 )**

第 15 条 ユーザー会の事業実施に必要な事項を速やかに審議、決定するため、幹事会を置く。

3. その他幹事会の運営等に関して必要な事項は、代表が別に定める。

### **( 委員会 )**

第 16 条 事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2. 委員会はその目的とする事項について調査、研究し、または審議する。
3. 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を得て、代表が別に定める。

### **( 会計 )**

第 17 条 ユーザー会の事業運営に必要な資金は、会員各自が負担する。

### **( 会費 )**

第 18 条 会費は無料とする。

**(会則の変更)**

第 19 条 この会則は、代表の合意により変更することが出来る。

**(解散)**

第 20 条 ユーザー会は、代表の合意を得て解散する事ができる。

**(実施細則)**

第 21 条 この会則の実施に関して必要な事項は、幹事会の議決を得て、代表が別に定める。

**付則**

第 1 条 ユーザー会の事務局を、東京大学生産技術研究所 計算科学技術連携研究センター内に置く。

**(成果の公開等)**

第 2 条 本ユーザー会の成果は、会員に全て無償で公開する。

2. 国家プロジェクトによる成果物は、上記の規定は適用しない。

第 3 条 この会則は平成 16 年 2 月 10 日から発効する。

以上